

年次有給休暇取得日の賃金支払いに関する協定書

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、労働基準法第39条第6項ただし書きに基づき、年次有給休暇取得日の賃金支払いに関して、下記のとおり協定する。

記

(年休取得日の賃金)

第1条 会社は、従業員が年次有給休暇を取得した日の賃金として、健康保険法第99条第1項に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う。

(発行日)

第2条 この協定は、令和 年 月 日以降において取得する年次有給休暇から適用する。

2 第1項に定める日以前に取得した年次有給休暇については、平均賃金の1日分を支払う。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、第2条の発行日から1年間とする。ただし、会社または従業員代表のいずれかが、期間満了日の90日前までに文書による破棄の通告をしないかぎり、有効期間をさらに1年間更新するものとする。

令和 年 月 日

株式会社
代表取締役 ⑩
株式会社
従業員代表 ⑩